

大阪地方裁判所 第5民事部御中

平成25年(行ウ)第73号 吹田市非常勤職員地位確認等請求事件

吹田市役所非常勤職員雇い止め裁判での
公正な判決を求める要請書

本件は、吹田市が行う在宅高齢者・障がい者に対する「デイサービス事業」(生活介護)の生活指導員として、20年以上にわたって継続勤務してきた非常勤職員2人が、平成24年9月30日、雇い止めされた事件です。

吹田市の非常勤職員は、書面上、就労期間を1年ごとに更新する取扱いがなされてきましたが、この取扱いは名目的・形式的なもので、専門的な技能を必要とする職場においては、経験を評価して賃金を加算する制度が導入され、また、担当業務が廃止される場合でも他業務への配置転換が行われるなど、継続して就労することが当然の前提とされてきました。今回、提訴に踏み切った2人の原告も、平成24年2月には、書面上次年度の更新手続も済み、平成24年3月には次年度1年間分の勤務のシフト表を作成し終えていました。

ところが、吹田市は、突如として事業の民間委託の方針を打ち出し、同年3月28日には、原告らに対し、次年度は6か月と一方的に通告してきました。そして、同年9月末日、何ら雇止めを回避する努力もせず、雇止めを強行しました。

このような雇止めは、民間では到底許されない行為であり、また退職金制度もない原告ら非常勤職員にとって重大な損害を与える行為です。さらに、同一業務に従事してきた正職員は配転されていることからして非常勤職員を差別した取扱いでもあります。原告らは、公務の第一線で、住民の福祉のため誠心誠意、職務に従事してきたのであり、何らの落ち度もありません。デイサービス利用者など市民からも信頼されており、事業の民間委託や原告らの雇止めは、むしろ利用者などを不安にし、混乱を持ち込むものでした。

非常勤職員もその賃金で生活する労働者であり、雇用の安定や、雇用継続に対する期待は民間と同様に保護されるべきものです。むしろ身分保障が要請される公務員であればより強く保護されるべきです。

裁判所が、原告らの職務の内容や、吹田市における非常勤職員の待遇・役割の実態をつぶさに検討され、就労実態に即した公正な判決を言い渡されるよう要請いたします。

2013年 月 日

氏名	住所

【取扱い団体】 吹田市労働組合連合会 吹田非常勤職員雇い止め撤回闘争対策委員会
事務所 吹田市泉町1丁目3番40号